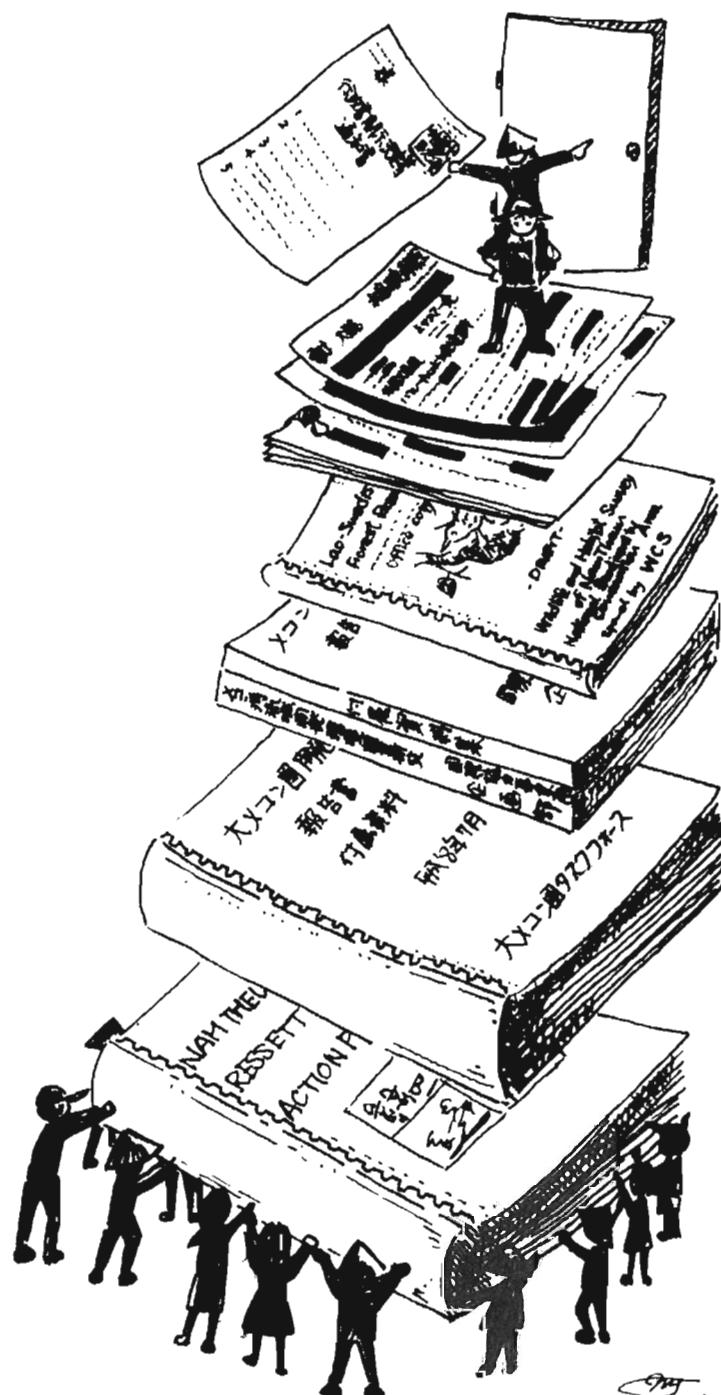


Vol.3 No.3 2001

# フォーラム *Mekong* メコン

今号の内容**<特集>情報公開とODA**

●情報公開とODA	2
●情報公開法とODA	3
～外務省への公開請求の経験から～	
●タイの情報公開法	12
～ODAの情報公開を途上国側から考える	
●環境配慮と情報公開	15
～国際協力銀行の環境配慮ガイドラインへの提言から～	
●最終判断の迫ったヒン・クルートとボーン・ノックの火力発電所建設計画(タイ)	17
●リソース&情報センター	21
・情報公開法入門	
・『情報公開アジア会議—市民社会を開く』報告	
・国際協力銀行の環境配慮ガイドラインへの提言	
●写真でつづるめこん⑦ お化けの死	22
●メコンニュースダイジェスト	24
・プラチュアップ・キリカン石炭火力発電所	
・ナムトゥン2ダム、買電合意へ	
・ベトナムの水力発電開発	

*Mekong Watch Japan*

## 情報公開とODA

今年5月にハワイで開催されたアジア開発銀行(ADB)年次総会で、日本の財務省国際局の上田審議官(当時)がNGOとの会合でこんな話をした。「3Iというのを知っていますか?国際機関と市民社会団体が最近対話をするようになりましたが、実態は3Iだっていうんです。Inform·Invite·Ignore、つまり『情報を伝え』、『招待して』対話はするけど、結局『無視する』という批判です。私たちはそうならないようにしたいと思っています」。

会合に出席していたアジアや欧米のNGOスタッフたちは苦笑していた。恐らく審議官は、すでに市民社会への情報提供と対話は進んでいるので、「ご意見を拝聴しました」で終わらないように結果につなげたいという決意を、集まったNGOスタッフたちに伝えたかったのだろう。

確かに近年、政府機関と市民社会団体との間の協議や情報交換の機会が増えている。しかし一方で、日本の二国間援助機関(国際協力銀行=JBICや国際協力事業団=JICA)やADBなどの国際機関が支援したプロジェクトについて、政府機関は現実にどこまで情報を提供しているのだろうか。実は『Inform』ですら、未だに十分に実施されているとは言い難い。

今年4月に情報公開法が施行されて以来、メコン・ウォッチでは繰り返しメコン河流域国のODAに関する情報の開示請求を行なってきた。本号の特集では半年間の開示請求と、それに対する関係省の対応をもとに、特に現地の人たちの生活・環境・人権に深刻な影響を及ぼす可能性があるODAプロジェクトの情報公開の現状を分析する。その上で、情報公開制度が抱えている課題を明らかにしていく。

一方で、メコン河流域国の開発に年間13億ドルもの円借款ODAを出している国際協力銀行(JBIC)が進めている環境配慮ガイドラインの改訂についても、情報公開という視点から紹介する。また、メコン河流域国で唯一情報公開法を制定したタイを事例に、ODA情報の公開にあたって、支援を受ける途上国側からの分析を試みる。

オーストラリアのニューサウスウェールズ大学環境研究所のロニー・ハーディング所長が、1998年に『環境意思決定』という本を発表した。その中で、なぜ開発によって環境や社会問題が生じつづけるのかという問い合わせに対して、環境に関わる意思決定の中で、異なるアクターが異なる価値観を持っていることを無視しているからだと述べている。

日本の環境アセスメント法制定に重要な役割を果たした東京工業大学の原科幸彦教授は、情報公開法で意思決定過程情報が非開示対象となっていることを批判する。環境アセスメントにとって極めて重要な代替案の検討は、まさに意思決定過程である。異なる代替案をどのような物差しで計り、どのような判断に至ったのか、という部分を住民に説明する責任があると原科教授は主張する。

環境問題を根っこから断つには、まずは意思決定のプロセスを透明にし、全ての情報を原則公開とし、利害関係者の実質的な参加と合意を確保すべきであることは異論を待たない。にもかかわらず今多くの問題が未解決なのはなぜか…。その答えの一端を本特集で示してみたい。

# 情報公開法とODA 外務省への公開請求の経験から

福田健治（メコン・ウォッチ）

2001年4月2日、永年の課題であった情報公開法がついに施行された。霞ヶ関では市民団体によるツアーグループが組まれ、各省庁は山のような開示請求を受けることになった。これまで行政の厚い壁に阻まれて見ることができなかつた情報の多くが、今後は市民の目にさらされることになる。ODAについても同じことが言えよう。しかし、情報公開法をODAの透明化や参加の機会増大につなげていけるかどうかは、まだこれからにかかると言える。

本稿では、メコン・ウォッチがこれまで行ってきた情報公開請求の結果を元に、ODAを巡る情報公開法の現状と課題を探ってみた。

## 1. 情報公開法概論

### 情報公開法の概要

長い間制定が求められてきた「行政機関の保有する情報の公開に関する法律」（以下、情報公開法）は、1999年5月に制定され、2001年4月から施行された。以下、この法律を簡単におさらいしておく。

情報公開法の元では、国が保有する情報は原則として公開されなければならないとされている。ただし、行政は情報公開法5条に定められた不開示情報に該当する情報は開示しない（これは次節で詳述する）。

対象となるのは「行政機関の職員が職務上作成し、又は取得した文書、図画及び電磁的情報であって、当該行政機関の職員が組織的に用いるものとして、当該行政機関が保有しているもの」である。ODAで言えば、外務省が検討のために作成した文書のほか、借り入れ国や国際協力銀行（JBIC）・国際協力事業団（JICA）から提出された文書、また組織内部で共有されているメモやメールなども含まれる。

対象となる行政機関は、各省庁のほか会計監査院、国家公安委員会などが含まれる。したがって外務省は対象だが、JBICやJICAといった特殊法人については含まれない。特殊法人については、情報公開法の附則の中で2年内に法制化を行うこととなっている。

請求は「何人も」行うことができる。日本国民である必要はなく、また日本国内に住所がある必要もない。

### 公開されない情報

行政機関の情報は原則として公開されるのだが、いくつかの情報については非公開（情報公開法では不開示）となる（表1）。この内経済協力の分野で問題となるのは2号、3号、5号、6号の4つだろう。

2号は、法人等から提供された情報について、その法人の正当な利益を害するおそれがある情報について不開示としている。例えば外務省がJBICやJICAから提供されたなどが対象となる。

3号は他国との信頼関係が損なわれるおそれがある情報の不開示を定めている。3号（と4号）は他の不開示事由と異なり、「～と行政機関の長が認めることにつき相当の理由がある情報」と規定されている。これは、ある情報の開示が他国との信頼関係を損なうかどうかは、行政機関の長（例えば外務大臣）の判断が尊重されるとの趣旨である。外交上の機密については、行政機関に最大限の裁量が認められていると言える。3号に基づく不開示は、経済協力分野での情報公開を進める上で最大の障害となる。

5号は意思形成過程に関する情報について定めている。例えば、ODAが決定される前に外務省で作成される検討資料などがこれに当たると考えられる。しかし、本号が適用されるのは「率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不當に損なわれるおそれ」がある場合のみである。情報公開の目的が行政による意思決定を透明にし、市民による参加を促進するためであることを考えれば、この不開示事由は乱用されるべきでない。

6号は、情報の公開が事務・事業の適正な遂行

### 1号(個人に関する情報)

個人に関する情報(中略)であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの(中略)又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。

イ 法令の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報

ロ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報

ハ 当該個人が公務員(中略)である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員の職及び当該職務遂行の内容に係る部分

### 2号(法人等に関する情報)

法人その他の団体(中略)に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、次に掲げるもの。ただし、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報を除く。

イ 公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの

ロ 行政機関の要請を受けて、公にしないとの条件で任意に提供されたものであって、法人等又は個人における通例として公にしないこととされているものその他の当該条件を付することが当該情報の性質、当時の状況等に照らして合理的であると認められるもの

### 3号(国の安全等に関する情報)

公にすることにより、国の安全が害されるおそれ、他国若しくは国際機関との信頼関係が損なわれるおそれ又は他国若しくは国際機関との交渉上不利益を被るおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由がある情報

### 4号(公共の安全等に関する情報)

公にすることにより、犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持、刑の執行その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由がある情報

### 5号(審議、検討等に関する情報)

国の機関及び地方公共団体の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報であって、公にすることにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に国民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え若しくは不利益を及ぼすおそれがあるもの

### 6号(事務又は事業に関する情報)

国の機関又は地方公共団体が行う事務又は事業に関する情報であって、公にすることにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの(以下略)

表1 情報公開法上不開示となる情報(法5条)

に支障を及ぼすおそれがある場合について不開示を認めている。この規定は包括的なものであり、具体的にどのような情報が6号に該当するとされるのかは不明である。裁判所の判例の積み重ねを待つしかない。ただし、3号とは異なり、「支障」は実質的なものでなければならず、また「おそれ」も法的な保護に値する蓋然性が要求されると解釈されている。

請求した文書に上記の情報が含まれていると、原則としてその文書は不開示となる。また、文書の一部に不開示とすべき情報が含まれている場合、その部分を削除した上で、残る部分を開示することになる(部分開示)。さらに、文書が存在しているかどうかを明らかにするだけで不開示情報を開示と同じ意味を持つことになる時は、文書の存否を明らかにしないまま不開示とすることができます。これには個人の犯罪記録などが含まれる。

### 情報公開の流れ

実際に情報が開示されるまでの流れを追ってみよう。

行政文書の開示請求は、行政機関の窓口で直接行えるほか、郵送でも行うことができる。その際、開示請求書に行政文書を特定するに足る情報を記載しなければならない。例えば「～プロジェクトの環境影響評価報告書」であれば対象文書は明らかだが、「～に関する決定過程が分かる文書」となどと指定すると、窓口であれば担当官が出てきて、「一体どういう文書が必要なのか」と確認されることになる。請求する文書が決まれば、1件について手数料300円を請求書と一緒に納付する。郵送であれば収入印紙を添付する。

請求を受けた行政機関は、まず請求書の記載から具体的な文書を特定することになる(この段階で確認の電話がかかってくることが多い)。特定された文書ごとに、不開示事由に当たらないかどうか検討し、開示・部分開示・不開示・不存在いずれかの決定を行う。

この結果は請求者に30日以内に知らされることになる。ただし、正当な理由があるときには、請求者に通知した上で更に30日期限を延長できるとされている。

決定は4通りである。開示・不開示のほか、部

分開示及び不存在がある。開示ないし部分開示であれば、開示された文書（部分開示の場合は開示された部分について）を窓口で閲覧ないしコピーを得ることができる。ちなみにコピー代は1枚20円である。

開示以外の決定がなされ、その決定に不服がある場合、2つの救済方法が設けられている。一つは行政不服審査法に基づく異議申し立てであり、これは決定を行った行政機関、あるいは上級庁に行うことになる。異議申し立てを受け取った行政機関は、決定を覆し全てを開示するのでなければ、内閣府に設けられた情報公開審査会に諮問する。審査会は学者・官僚OB・弁護士など9人の民間委員からなり、行政機関及び申請者の意見を聞いた上で、当初の行政機関の判断が適切であったかどうかを判断する。2001年9月までの累計では、151件が情報公開審査会に諮問され、審査会が答申を行ったのはたったの8件、うち3件について異議申し立てを認め、行政機関に公開を命じている。審査会の答申に法的拘束力はないが、原則として行政機関は答申に沿って公開を行うことになる。

もう一つの救済方法は訴訟である。情報公開法の最終的な解釈権は他の法律同様裁判所にあり、不開示決定に不服があれば、裁判所に取り消し訴訟を提起することができる。上記の異議申し立ての手続きは飛ばしても構わない。不開示が違法であったとの判決が下れば、行政機関は当該文書を公開する法的な義務が生じる。なお、訴訟地については情報公開法の制定過程で大きな議論が起こり、最終的に成立した情報公開法では、情報公開訴訟は東京だけでなく札幌・仙台・名古屋・大阪・広島・高松・福岡の各地方裁判所に対しても提起することができる。もちろん地裁の判決に不服があれば、高等裁判所さらに最高裁判所へと上訴できるのは、通常の裁判と同様である。

## 2. ODAの情報公開を巡って

### 施行と混乱

4月2日の施行当日、外務省には多くの人が押し寄せた。機密費疑惑が大きな問題となっていた

ため、報道関係者を含む大量の公開請求が殺到することになった。体験ツアーや取材の報道陣などでごった返していたということだが、午後3時に私が訪れたときにはもう閑散としていた。とはいえ、施行後1週間で受け付けた4000件以上の申請のうち、1000件近くが外務省に対するものだというから驚きだ。この多くが機密費に関連した会計関連の文書だと思われる。

外務省の混乱の始めは期限延長の乱発だった。外務省が4月中に受け付けた985件のうち、実に723件について、「事務処理が間に合わない」として開示決定の期限を延長した。このような延長の乱用は本来法律では認められていないはずだが、とにもかくにも件数が多くて処理できなかつたというのが真相のようだ。

この混乱は開示決定にまで及んでいる。私たちが4月2日に請求した「対タイ円借款環境保全基金支援事業の融資契約及び環境保全対策等に係る合意事項」について、外務省は不開示決定を行ったが、この不開示決定が2つの点で手続き的に違法なものだった。1つは、2種類の文書を請求したにもかかわらず、不開示決定が融資契約についてしかなされず、後段の合意事項については何も言及されていなかったこと。外務省に問い合わせると、「合意事項については存在しなかつたため、最初の文書特定の手続きで融資契約だけを該当の文書と判断した」と答えた。しかしながら、あいまいな文書を請求しているならともかく、明らかに2種類の文書を請求しているのだから、存在しない文書は不存在の決定を行うべきである。

もう1つの問題は、不開示の際には行政手続法に則って不開示の理由を明記しなければならないが、この不開示決定では、理由として表1に挙げた理由をそのまま掲載し、詳しい理由を何も説明していないかった。例えば不開示事由の2号について、「当該情報は、法人等に関する情報であつて、公にすることにより、当該法人等の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるため」とされている。これでは、文書がどの法人の情報で、開示によっていかなる権利や利益が害されるのか全く分からぬ。理由付記にあた

っては、最高裁の判例で、条文だけでなく根拠と共に示さなければならないとされており、この外務省の開示等決定は違法なものと思われる。

余談ではあるが、この件について「不開示の理由を具体的に知りたい」と外務省に問い合わせたところ、担当課の課長補佐から電話がかかってきた。何でも「理由は説明できるが、文書では出せない。最高裁の判例は知らない。文書で出しても出さなくてもそちらが不服審査するのなら同じでしょう」と取り付くしまもなかつた。後でこのやり取りを情報公開室の担当者に話したら、「最初だったので扱いが徹底しておらず、不適切な点もあったかもしれません」と言っていた。法律があるだけでは不十分で、適切な運用があつて初めて情報公開が達成されると実感した。外務省は仕事柄、法律に従つて行政を行うことになれていないようにも思える。外務省には省内の教育を徹底してほしい。

今でも外務省の混乱は続いている。開示請求は少なくなったようだが、外務省は異議申し立てへの対応で追われているようだ。私たちが8月初めに請求した異議申し立ては、本稿執筆の10月現在まだ情報公開審査会に諮問されていない。外務省は異議申し立てを速やかに審査会に諮問できるよう、十分な体制を整えるべきだ。

### 情報を持たない外務省

表1を見れば分かるように、これまでの外務省への情報公開請求で最も多い回答が「不存在」である。これまでにメコン・ウォッチが請求して開示決定があった36件中、17件が存在であった。これには、現在進行中のプロジェクトの環境影響調査や、円借款の候補案件として公表されているプロジェクトのフィジビリティ・スタディ（実施可能性調査）が含まれている。2001年1月の省庁再編以降、円借款の担当官庁となった外務省は、こんな基本的な情報すら保有していないのだ。

手元に円借款を担当している外務省経済協力局有償資金課が作成したタイのサムット・プラカン汚水処理プロジェクトに関する資料がある。この資料は、プロジェクトの環境への影響について

「環境管理計画においても、環境に対して格段の負の影響がない」、また土地取得にまつわる汚職疑惑について、「タイ政府の報告書によれば、タイ国内法上手続きに沿つて適正に実施されている」としている。ならばと環境管理計画やタイ政府の報告書の公開を求めるに、「外務省にはありません」と答えが返ってきた。

確かに、円借款に関してはJBICという実施機関があり、プロジェクトの妥当性などの判断はまずJBICが審査するものだろう。しかしながら、その審査結果を元に円借款の実施を判断するのは閣議であり、主務大臣は外務大臣である。JBICは「タイ政府が正しいと言ったから」、外務省は「JBICが正しいと言ったから」、結果として現地政府の言い分がそのまま繰り返されている。これでは、チェックアンドバランスなど働きようもないと言ってよい。

実際、上記外務省資料では、タイ政府すら認めているプロジェクトによる貝養殖への影響について「影響はない」とするなど、大きな間違いがあることが分かっている。根拠も確かめずに問題ないと断言するのは非常に危険であり、それ以前にこれでは住民やNGOとの対話など成り立つてもない。外務省は、円借款の主務官庁として、自らの発言や決定に責任を取れるだけの資料を有しておくべきである。

### 融資契約の公開を巡って

円借款のプロジェクトが議題に上るとき、常に問題となる非公開文書が融資契約である。

これまで多くのODAプロジェクト、特に大規模な円借款プロジェクトが、環境や人々の生活を脅かすとして現地住民やNGOからの批判を浴びてきた。プロジェクトの一時停止や中止を求める市民社会からの声に対して、外務省やJBIC（以前は海外経済協力基金）は常に、「プロジェクトを止めることは融資契約の違反がない限りできない」と答えてきた。

融資契約とは、JBICと相手国政府との間のお金の貸し借りに関する契約である。融資契約にはプロジェクトの概要のほか、貸し付け限度額、金

利・返済期間などの条件、また一般約定と呼ばれる双方の権利義務に関する条件が含まれるものと思われる。

融資契約前に行われる政府間の交換公文締結は、条約と同じ政府間の約束事であるのに対し、融資契約は言わば民事上の契約であり、この契約の調印を持って、JBICには融資を行う義務が発生する。したがって、JBICの側から融資を止めることができるのは、融資契約に盛り込まれている諸条件を借り入れ国側が破った場合ということになる。もしJBIC側が一方的に契約を破棄すれば、借り入れ国はJBICに対し理論上損害賠償を請求することができる。

以上の点を考えると、融資契約は融資決定後のプロジェクトを問題にする上で必須の文書であると言える。しかしながら、融資契約はこれまで公開されてこなかった。プロジェクトがどのような条件で融資されているか、その融資条件は本当に守られているかなどを市民が監視できない状態が長く続いてきたといえる。

この度、情報公開法施行にあわせて1993年対タイ円借款「タイ環境保全基金支援事業」（前述のサムット・プラカン汚水処理プロジェクトは、この基金から資金が提供された）の融資契約の公開を求めた。これに対する外務省の回答は「不開示」であった。

外務省及びJBICの説明では、融資契約が公開できない理由は以下の通りである。第一に、JBICは金融機関としての守秘義務がある。契約は二者間の合意であり、公表を前提としていない。ここで公開となれば、JBICの非ODA部門である国際金融等業務や、他の政府系金融機関の融資契約まで公開しなくてはならず、これは適当ではないという。第二に、タイ政府が公開に反対しているため、タイ政府との信頼関係を損なう。第三に、融資条件の中には借り入れ国の金融上の信用に関する情報が含まれ、これを公開することは、今後の契約交渉上問題が生じる。以上から、不開示事由の2号、3号、6号に当てはまるとして不開示となった。

しかし、以上の理由は必ずしも納得できるもの

ではない。ODAの資金は税金や財政投融資資金から拠出されており、通常の民事上の契約と円借款の融資契約を同列に論じるのは適切ではない。外務省やJBICは貸し付けた資金についてアカウンタビリティを果たすべきだ。また、融資契約に当該国の信用に関する情報が含まれるのであれば、その部分を除いて部分開示することは可能なはずである。こうした理由から、メコン・ウォッチでは融資契約の不開示決定取り消しを求めて異議申し立てを行った。今後、訴訟を通じて、融資契約の公開をさらに求めていく予定である。

融資契約が公開されない限り、進行中のプロジェクトへの融資の行方はJBICや外務省に握られたままである。この議論は、円借款のアカウンタビリティを確保する上で大きなポイントとなるだろう。

### 3. 開示された文書から

#### これだけで判断？

ここでは一旦情報公開法を離れ、これまでの開示請求で得られた文書から何が分かったか、これまでメコン・ウォッチが現地住民と共に取り組んできたサムット・プラカン汚水処理プロジェクトを中心に、簡単に検討したい。

まず驚くのは、外務省にある情報の少なさである。例えばここに、「環境保全基金支援事業」に関する検討過程文書として請求した結果開示された、3つの文書がある。「政府調査団報告書」、旧海外経済協力基金による「環境保全基金支援事業」（事業概要）、「第18次円借款供与方針」の3つである。この中で、実質的にプロジェクトの内容について書かれているのはたった1ページずつ、合計3ページに過ぎない。それぞれほぼ同じ内容が記載されているので、実際には外務省は1ページの紙切れで112億円の資金の行方を決めていることになる。

現在この環境保全基金支援事業から資金が出ているサムット・プラカン汚水処理プロジェクトが大きな問題となっているが、現地住民からの指摘の一つに環境への影響がある。汚水処理施設で

工場排水が十分に処理されず、漁業が盛んに行われている豊かな海の汚染が懸念されているのだ。このプロジェクトに資金を提供している外務省の1ページの資料には、環境への影響についてただ一言「タイ全国の環境保全に資する」とだけ記されている。

### 目的外利用の疑い

この短い資料には、もう一つ不思議な点が書かれている。環境保全基金への支援は「ツーステップローン」と呼ばれ、日本からの援助は基金を通じて様々なサブプロジェクトに用いられる。外務省によれば、サブプロジェクトは「地方公共団体の環境プロジェクト」とされている。ところが、支援額112億円の大半である70億円は、中央政府が実施機関となっているサムット・プラカン汚水処理プロジェクトに用いられているのだ。

外務省によるODA白書にも同様の記述が見られる。外務省によれば、このプロジェクトは「地方公共団体等による環境保全施設建設や研究・調査活動を」対象としたものであるという。ところが、環境保全基金から資金を借りてまで環境対策に取り組もうという地方政府はあらわれなかつたため、この資金が宙に浮き、その結果サムット・プラカン汚水処理プロジェクトという大規模プロジェクトへと資金が供与されることになった。

この件について、JBICは「地方公共団体のプロジェクトでなければならないことは融資契約に明記されており、この融資契約はサムット・プラカン汚水処理プロジェクトの承認前に変更された」としている。しかしながら、政府が閣議決定を行った内容と異なる援助をしているのは事実であり、また70億円という巨額の援助が政府の決定を経ずにOECF内部だけの決済で行われたことが、このプロジェクトへの環境配慮が不十分となつた一因であるとも言える。また、ODA白書やOECFの年次報告書での市民への説明は反故にされており、アカウンタビリティに欠けると言わざるを得ない。

### 4. 情報公開法の課題

#### 現地住民から見た情報公開法

ここまで、日本国内から見た情報公開法について述べてきた。しかし、ODAに関する情報を得たいと思うのは、日本の市民には限られない。むしろ実際にプロジェクトが行われ、その影響を受ける現地の人々にとって、関連する情報が得られるかどうかは極めて重要である。

残念なことに、日本国外に住み日本語を話さない人にとって、情報公開法はほとんど役に立たないと言ってよい。確かに法律上「何人も」開示請求を行うことができるとされており、外国人が情報公開を求めることも理論上は可能である。しかし、現在のところ、①開示請求は日本語で行わなければならない、②在外公館での開示請求はできない、③行政文書ファイル管理簿や各種パンフレットは全て日本語で作成されている、など外国人に対する配慮は全くなされていない。

確かに情報公開法は日本の法律であり、日本の行政情報について公開するための法律である。しかし同時に、例えばODAの分野においては、日本政府の決定が海外の多くの人々に影響を与えることは不可避である。海外に住む人々も行政情報を得ることができるように、何らかの対応策が望まれる。特に外務省や、来年から特殊法人の情報公開法の下対象となるJBIC・JICAには、積極的な政策を期待したい。

#### 「他国との信頼関係」を超えて

これまでの不開示事由で最も多かったのが、「他国との信頼関係を損なうおそれ」であった。つまり、言い換えればODAプロジェクトに関する情報のうち、現地政府から提出されたものは、当該政府の同意なしには公開できませんよ、ということだ。

援助プロジェクトの詳細に関する情報は、その多くが受け取り国政府から提供される。したがって、現地で公開されていない情報は日本でも公開できないという原則を守る限り、途上国の多くで十分な情報公開が行われていない現状を考える

と、ODA プロジェクトの情報公開について大きな進展を期待できることになってしまう。

「他国との信頼関係を損なうおそれ」による不開示を定めた 5 条 3 号は、行政機関による裁量を大きく認める規定となっていて、この意味で 3 号に基づいた不開示決定を覆すのは今の段階では困難かもしれない。しかし政府には、単なる現地政府の反対にとどまらず、当該文書の性質上なぜ信頼関係を損なうおそれがあるのかを説明する責任があると考えるべきだろう。

3 号を乗り越えて情報公開を求めていくために、2 つの点を提起したい。1 つは当該国の情報公開制度との関連である。現在、途上国においても情報公開制度を定めている国がある。この場合、当該国で公開とされている情報を、他国との信頼関係を理由に日本政府が公開を拒む理由はないものと思われる。（フォーラム Mekong 本号「タイの情報公開」参照）

さらに、日本政府や JBIC・JICA は、情報公開法の下行政文書は一般に公開されることを途上国政府に周知すると同時に、プロジェクトの情報を入手するにあたって公開の同意を取り付けていくことが必要だろう。

現在は、現地国からの情報のほか、国際協力銀行が行った有償資金調査（SAF）の報告書なども非公開となっている。少なくとも日本側の資金で行うような調査は事前に公開の同意を得ておくべきだし、実際に JICA が行う開発調査では一律に終了後 2 年で報告書が公開されている。同じことが JBIC に不可能だとは思われない。

個別プロジェクトの情報については、公開を義務付ければ途上国から情報が入りにくくなるとの否定的な見解も多い。しかし日本の市民の税金や財投資金を使っている以上、政府は市民に説明可能な範囲でのみ援助を行うべきだし、そもそも資金提供者としてプロジェクトにオープンで透明なプロセスを求めていくことは、「環境配慮に

際しては、相手国側の制度等を踏まえた地域住民等の参加や情報の公開が重要である」とする ODA 中期政策の方向性にも合致する。

### 情報公開法と情報公開政策

以上、現行の情報公開法に基づく請求結果から、いくつかの点を検討してきた。この中で、情報公開法が不十分な点だけでなく、ODA という事業の特殊性から、さらなる政策が必要とされる部分が浮かび上がってきた。例えば、外国語での請求受付や、被援助国との関係などが挙げられる。

情報公開法ではカバーできない更なる課題としては次のようなものがある。情報公開法は請求ベースでの情報公開しか予定しておらず、あらゆる情報が対象となる代わりに、請求して 30 日間経ってみないと公開されるかどうか分からない。また文書のデータベースもファイル単位でしか提供されていない。さらに、検討中のプロジェクトについては概要すら提供されていない。

これに対して、例えば世界銀行は「情報公開政策」で、文書の類型ごとに公開・非公開を定めている。プロジェクトについては検討段階から「プロジェクト情報文書」の作成が義務付けられ、環境影響評価など関連する文書は自動的に公開される。またこうした文書のほとんどはウェブサイト上で入手可能である。

文書類型ごとに公開を定めることで確実にアカウンタビリティを確保できるわけではないが、日本の ODA の情報公開に対する姿勢を明らかにし、途上国に対してプロジェクト情報が公開されることを明らかにする意味でも、ODA に関する情報公開政策を別途定める必要性を感じる。

「国際協力銀行の環境配慮ガイドラインへの提言」でも、プロジェクトの環境関連情報を速やかに公開するよう求めている。この提言を実際に実行に移すと共に、より包括的な情報公開政策の制定を検討していく必要があるだろう。

表2 メコン・ウォッヂが請求した文書一覧

請求文書名	請求日	延長	決定日	開示文書名	決定	不開示事由	非開示部分	ページ数	異議申立
1993年タイ環境保全基金支援事業に関する融資契約、及び契約に付随する環境保全対策などに係わる合意事項	4月2日	○	5月28日	1993年タイ環境保全基金支援事業に関する融資契約	不開示	2, 3, 6		○	
1993年タイ環境保全基金支援事業に関する(旧)海外経済協力基金役員会資料	4月2日	×	5月2日	請求文書に同じ	不存在				
同事業におけるサブプロジェクト「サムット・プラakan汚水処理プロジェクト」のFeasibility Studyなどプロジェクト情報計14件	4月2日	×	5月2日	請求文書に同じ	不存在				
1995年度のミャンマー政府に対する債務救済無償に関する使途報告書のうち、購入年月日、品目、金額等が明記されたリスト	4月18日	×	5月23日	請求文書に同じ	開示			40	
同上(1996年度分)	4月18日	×	5月23日	請求文書に同じ	開示			16	
同上(1997年度分)	4月18日	×	5月23日	請求文書に同じ	開示			28	
同上(1998年度分)	4月18日	×	5月23日	請求文書に同じ	開示			6	
1986年度円借款バルーチャン第2発電所改修計画(ミャンマー)官僚報告書	7月19日	×	8月16日	請求文書に同じ	不存在	JBICが保有			
2001年6月に外務省のミッションがミャンマーのバルーチャン水力発電所改修計画について調査した際の報告書	7月19日	×	8月20日	「バルーチャン水力発電所案件(回答)」(公電)	部分開示	1, 3, 6	個人名及び公電処理関連	23	

対越円借款ロングリスト掲載案件 であるドンナイ第3・第4水力発電 プロジェクト及びタチャック灌漑 プロジェクトに関する、案件概要及 び(ブレ)フイジビリティ・スタディ 報告書	8月 12日 ○	10月 10日	対越円借款ロングリスト候 補案件(1999-2001年)	開示			5		
			ヴェトナム国ドンナイ川中 流域ドンナイ第3・第4連携水 力発電計画調査ファイナル レポート要約	不開示	3				
バルーチャン第2水力発電所改修 プロジェクトの検討過程が分かる 文書	8月 23日 ○	10月 10日	タチャック灌漑プロジェクトの フレ・フイジビリティ・ スタディ	不存在					
			バルーチャン第2水力発電 所(要請書の送付)	部分開示	3, 6	TOR 及び公電処理 関連	3		
1993年度対タイ国円借款「環境保 全基金支援事業」の決定審議過程が 分かる文書	8月 23日 ×	9月 19日	同発電所のリハビリ補修工 事の実施	部分開示	1	個人名	1		
			記者ブリーフィング(河野大臣 とキン・マウン・ワイン外務副大臣との会談)	部分開示	1, 3, 6	個人名、公電処理 関連	4		
ケニア「ソンドウ・ミリウ水力発電 計画(円借款)」事業の第1期・第 2期分につき、決定審議過程が分か る文書	8月 23日 ○	10月 19日	首藤衆議院議員提出の同ブ ロジェクトに関する質問に 関する答弁書について	開示			9		
			第18次円借款調査団	部分開示	3, 6	公電処理関連	3		
			環境保全基金支援事業	開示			1		
			対タイ第18次円借款供与方 針	開示			2		
			審査後勉強会資料(ケニア共 和国:ソンドウ・ミリウ水力 発電事業)	部分開示	3, 5, 6	?	3		
			対ケニア円借款供与方針(セ ット版)	部分開示	3, 5, 6	?	3		
			審査後勉強会資料(ケニア: ソンドウ・ミリウ水力発電事 業(2))	不開示	3, 5, 6				
			対ケニア円借款供与方針(セ ット版)	不開示	3, 5, 6				

## タイの情報公開法 ～ODA の情報公開を途上国側から考える～

松本悟（メコン・ウォッチ）

政府開発援助(ODA)に関する情報公開を考える際に、日本での情報公開制度と共に、被援助国の制度についても考慮する必要があるだろう。なぜなら、何か問題が生じた ODA プロジェクトの情報開示請求に対して、外務省は相手国との「信頼関係を損なう恐れ」を理由に非開示とすることが多いからである。少なくとも相手国政府が開示対象としている情報を、日本政府が「信頼関係を損なう恐れ」を理由に非開示することは、合理的とは言えない。メコン河流域国で唯一情報公開法が整備されているタイを事例に、被援助国から見た ODA と情報公開について検討してみる。

### タイの情報公開法

タイの情報公開法は、正式には「公的情報法」(Official Information Act)という名前で、日本より 3 年以上先んじて 1997 年 9 月に公布され、同年 12 月に施行された。1992 年の民主化運動の結実として生まれた極めて民主的な 1997 年憲法が発布される 1 か月前のことである。行政命令の権限を限定した 1996 年行政手続法、公務員は権力の濫用や恣意的な市民の権利の侵害をしない限り個人的な責任を負わないとする 1996 年公的責任法と並び、タイの情報公開法は、90 年代の民主化の中から誕生し、1997 年の民主憲法制定を後押しした重要な法律の 1 つに数えられる。

今もなお高い人気を維持しているタクシン首相を弾劾寸前にまで追い込んだ資産報告の虚偽は、あるジャーナリストが情報公開法を利用して財産記録を調べ、虚偽申告を発見したことに端を発している。これまでに副首相を含む何人かの高官が、この法律に基づいて処分を受けている。その意味では、タイでは情報公開法が、公務員や政治家の汚職や不正を暴く 1 つの手段となりつつある。

日本では情報公開法が施行された直後は、ODA を管轄する外務省の窓口は大勢の開示申請者が列をなすほどだったが、その後は閑散としている。施行直後に「情報公開ブーム」に見舞われ

た日本とは対照的に、タイの場合、当初は国民の情報公開法に対する関心は非常に低かった。クオリティペーパーとして高く評価されているタイの英字新聞『ネーション』のカウイ編集長は、ジャーナリスト自身も、それまで個人的なつながりに基づいて情報収集をしていたので、誰でも申請すれば情報が入手できる同法をあまり好ましく思っていなかったと述べている。

こうした中、情報公開法に対する国民やジャーナリストの関心を高めたのは 1 つの事件がきっかけだった。それはある有名小学校への入学許可をめぐって起きた。成績が良いのに入学を許可されなかっただ子どもの母親が、その理由を解明するために同法を使って入学基準の公開を請求したのである。不服申し立てを審議する「情報公開審査会」は入学試験の結果を公開するよう命じたが、学校は親に諮って命令を拒否し、最終的に最高裁判所で決着した。学校側が多額の寄付をした人の子どもを優先的に入学させていた実態が明らかになった。この事件の取材過程で、ジャーナリストたちは、開示請求した母親と同じ文書の開示を求めて、情報公開制度を使った取材合戦が展開され、結果として情報公開法についての一般社会の関心が高まった。カウイ編集長によれば、今年の半ばまで延べ 80 万人以上が同法を使って情報の開示を求めたということである。

## 広い公開範囲と情報提供制度

タイの情報公開法の大きな特徴は開示対象の範囲の広さである。日本のように地方自治体が情報公開条例を持っていないため、地方政府の情報も対象にしている。それ以外にも、裁判所、国有企業、オンブズマンや国家人権委員会など立法府の行政組織も対象となっている。ただタイ国内で論議を呼んでいるのは、情報公開法の対象となっている「国家汚職防止委員会」の審議結果の公開である。保健省をめぐる汚職事件の審議結果を、ジャーナリストと NGO が共同で開示請求した。非開示となつたため「情報公開審査会」に訴え、同審査会は開示を命じた。しかしながら、国家反汚職委員会は、審議結果が公表されれば、審議そのものに影響を及ぼすため、開示を拒否し続いている。選挙監視をする独立委員会も同様の問題を抱えている。

もう 1 つの特徴は、情報提供制度である。日本の場合、行政の情報提供は施策充実のための努力規定であるが、タイの情報公開法は第 9 条で積極的に公表すべき情報を定めている。その中には「反対意見や関連する命令を含め民間人に直接影響を及ぼす検討結果や意思決定」(第 1 項)、国家機関の「事業計画、プロジェクト及び年度支出予定」(第 3 項)、「公共サービス提供のために民間人と結んだ譲渡契約や独占または合弁の合意」(第 6 項) などが含まれている。

更に、請求の利便性も特徴と言える。第 12 条では、請求を受けた国家機関が当該情報を持っていない場合、その国家機関は、開示請求された情報を持っている他の機関を遅滞なく紹介しなければならないとしている。また、日本では、行政文書を特定するのに十分な事項を書いて、開示請求を文書で行なわなければならぬが、タイの場合は文書での請求を義務付けておらず、開示して欲しい情報について合理的でわかりやすく述べ

ることと定めているだけである。

## ODA と情報公開

それではタイにおいて環境・社会影響が危惧される ODA プロジェクトの情報公開はどのように考えることができるだろうか。残念ながら、ODA に関わるタイでの実際の情報公開例を今の段階で十分に把握していないため、ここでは概念的な話に留めておく。

本号の特集で詳しく分析した「サムットプラカン汚水処理プロジェクト」を例に考えてみる。日本の 70 億円の円借款とアジア開発銀行 (ADB) の 2 億 3 千万ドルの融資を受けて建設が進められているが、現地の住民は排水に伴う漁業被害を強く懸念しており、プロジェクトの開発プロセスの不透明さも大きな問題となっている。被影響住民たちは、いったんプロジェクトを中断して、改めて適切なプロセスで調査と住民協議を実施するよう求めてきた。それにに対し、円借款の実施機関である国際協力銀行 (JBIC) や ODA の監督官庁である外務省は、プロジェクトの中止は融資契約に違反した場合のみという説明を続けている。そこでプロジェクト中断のかぎを握る融資条件を知ろうと、融資契約の情報開示を求めた。これに対して外務省は非開示決定をし、その理由の 1 つに「他国との信頼関係を損なう恐れ」を挙げた。しかも、融資条件のみの部分開示すらされなかつた。

本稿では紙面の都合上、「信頼関係を損なう恐れ」の範囲について突っ込んだ議論はしない。しかし、少なくとも開示請求した融資契約や融資条件が、タイの情報公開法上、明らかに開示対象の文書であれば、日本政府が敢えて「信頼関係」を持ち出すことは合理的ではない。そこでタイの情報公開法で非開示とされる文書を見てみる(第 15 条)。

- ・開示が、国家の安全、国際関係、国民経済や財政の安全を脅かすもの
- ・開示が、法律の施行効果の低下や、法の目的の達成を困難にさせるもの
- ・法の遂行に関して国家機関内で出された意見やアドバイスーただしこれには技術報告・事実報告・内部的な意見や勧告のために用いた情報は含まれない
- ・開示によって個人の生命や安全を脅かすもの
- ・個人のプライバシーの権利を不当に脅かすものの
- ・法律によって非開示となっている公的情報や個人が非開示を意図して提供した情報
- ・王室関連の法令に定められたケース

この非開示条項を見る限り、日本政府（JBIC）からODAの供与を受けるために締結された融資契約の内容を『全面的に』非開示にする理由は見当たらない。むしろ先に述べた通り、タイの情報公開法第9条では、「公共サービス提供のために民間人と結んだ譲渡契約や独占または合弁の合意」すら、行政側の情報提供を積極的に進める事項になっている。こうした点を考えると、日本の特殊法人であるJBICとタイ政府機関との間に結ばれた融資契約は、全面的な非開示となる文書ではないことは明らかだ。タイの法律に則って日本政府がODA情報を公開することは、決して「他国と

の信頼関係を損なう」ことにつながらない。

日本がODAを供与している国を見渡せば、タイのように情報公開制度を整えている国は少ない。その意味では、相手国の国内法のみを情報公開の基準にすることは適切ではない。日本政府のODA情報の公開義務は、時として相手国政府の法律や制度を超えることも許されるべきであろう。しかしながら、タイのように民主化の過程で優れた情報公開制度を整えてきた国については、相手国の法制度に準拠して、日本政府としてODAの情報公開を実施することは極めて合理的であり、いたずらに「他国との信頼関係を損なう恐れ」という外務大臣の裁量権行使することは避けるべきである。

### 【参考文献】

- Official Information Act, B.E.2540（タイの情報公開法）  
Kittisak Prokati “Information Access and Privacy Protection in Thailand”  
鈴木康二「タイの行政裁判所法・情報公開法がタイ・ビジネスに与える影響」、アジア法研究会発表資料、2001年4月7日  
カウイ・チョンキタウォーン「情報公開法、社会を一変」、朝日新聞 2001年4月25日

# 環境配慮と情報公開 国際協力銀行の環境配慮ガイドラインへの提言から

松本悟（メコン・ウォッチ）

## 国際協力銀行の環境配慮ガイドライン

国際協力銀行（以下、JBIC）は1998年10月に、ODAの柱である円借款を担当していた海外経済協力基金（OECF）と、日本企業の発展途上国進出を支援する日本輸出入銀行が統合されてできた公的金融機関である。1999年で見ると、メコン河下流域国へは、円借款全体の26%に相当する13億193万ドルが支出された。その半分以上がタイ向けである。

円借款などの経済協力が、本来受益者であるはずの現地の人々の生活や環境を破壊しているという批判は、マスコミの報道量にこそ波があるが、1980年代から今日まで途絶えることなく続いている。ODAや輸出入銀行の業務が、現地の生活や環境をこれ以上壊さないようにするために、昨年夏以来続けられてきた1つの試みがある。それは、問題を起こす原因の一端を制度に見出し、それを改革していくという動きである。具体的なターゲットは、JBICの環境配慮ガイドラインだった。

## 研究会と最終提言書

OECFと日本輸出入銀行の統合をきっかけに、新しい環境配慮ガイドラインを策定する動きがJBIC内にあった。また、輸出入銀行など輸出信用機関に対する国際的に共通の環境配慮ガイドラインをまとめようという動きがOECD（経済協力開発機構）の中にあり、JBICも加わっている。一方で、こうしたプロセスを透明なものにすべきだという議論が国会で行なわれ、NGOなど関心を持つ市民グループの意見も十分に聞くことが求められた。

その中で誕生したのが「国際協力銀行の環境ガイドライン統合に関する研究会」だった。NGOやJBICの職員、監督官庁である外務省と財務省、それに環境アセスメントの専門家等が、個人の資格で参加し、自由な議論をする中から、新しいガイドラインの有り様をJBICに提言しようという試みだった。個人の資格とは言え、JBICを監督する各省の課長クラス、JBICの関連各課の課長、環境アセスメントを専門とする大学教授やODAや輸出信用機関による環境問題に取り組んでい

るNGO、それに国会議員などが委員となったため、そこで議論に基づいた提言を、JBICは最大限尊重せざるをえない状況が当初から作られていた。また、研究会の議論や提出資料は、全て専用のホームページを通じて公開され、研究会への参加もオープンにした。研究会自体の透明性は極めて高かったと言えよう。

延べ16回の会合を経て、今年9月19日に最終提言書が完成し内外に公表した。現在は、この提言書をもとに、JBICで具体的なガイドライン作りが進められている。そこで本稿では、研究会の提言書が、情報公開の視点を具体的にどのように求めているかを紹介する。

## 環境アセスメント報告書の要件

まず相手国などの借入人が準備する環境アセスメント報告書の要件として何点か提言している。というもの、日本の経済協力の場合、JBICが介入するのは、実施可能性調査と共に環境影響評価が終了している場合が多い。したがって、借入人が準備する環境アセスメント報告書の要件を事前にガイドラインを通じて借入人に示しておくことになる。以下は、カテゴリA案件に必要な要件の提言である。（注：カテゴリAとは環境・社会への重大で望ましくない影響のある可能性を持つような案件を指す）

◆環境アセスメント報告書は、地域住民等も含め、相手国において公開されており、地域住民等のステークホルダーがいつでも入手可能でなければならない

◆環境アセスメント報告書の作成に当たり、事前に十分な情報が公開されたうえで、地域住民等のステークホルダーと協議が行われていなければならない。なお、地域住民等のステークホルダー等と実質的な協議や合意形成がなされているかどうかについては、協議会記録等に基づき国際協力銀行が環境レビューの中において確認する。

◆カテゴリA案件の場合は、環境アセスメント報告書を国際協力銀行が公開してよいことが保証されなければならない。

### 情報公開と協議の基本的考え方

国際協力銀行では、情報公開法に準じ、近い将来、開示請求に対する応答として情報開示の手続が導入される見込みである。これとは別に、環境社会配慮のためには、環境レビューや案件監理のプロセスの一環として、国際協力銀行が能動的かつタイムリーに情報を公開する手続が必要である。その基本的考え方として、以下を提言している。

- ◆国際協力銀行は、環境レビュー及び案件の監理において様々な意見・情報を考慮に入れるため、関係機関、NGO、地域住民、その他の人々からの情報提供を歓迎する。
- ◆これらの第三者からの情報提供が早期に行われることを促進するとともに、環境レビューのアカウンタビリティ及び透明性を確保するため、環境レビューに関し重要な情報は、環境レビュー期間中に際し、適切な手続と機会を設けて公開する。
- ◆国際協力銀行は、必要に応じ、関係機関、NGO、地域住民等の意見を求めることがある。
- ◆以上に規定するほか、第三者に対し、求めに応じて国際協力銀行は可能な範囲で環境社会配慮に関する情報の提供を行う。

### 情報公開の時期と内容

第三者からの情報提供の促進に資するよう、情報を公開する時期と提供する内容をガイドラインで明示しておくことが適当である考え、以下の提言を行なっている。

- ◆国際協力銀行は、融資等に係る意思決定を行うに先立ち、以下の時期及び内容で情報を公開する。この情報公開は、意思決定に先立ち十分な時間的余裕を確保して行うよう努める。① 国際協力銀行は、カテゴリ分類を終了したときはできるだけ速やかに、案件の概要に関する情報(名称、場所、実施者、事業概要、資金規模、想定される融資等の種類、想定される主要な環境影響などカテゴリ分類の根拠となった情報)及びカテゴリ分類の結果を公開する。② カテゴリA案件については、借入人等から環境アセスメント報告書及び相手国政府等の環境応諾証明書等の提出があったときには、速やかにこれらの報告書等を公開する。③ カテゴリB案件については、借入人等から環境社会配慮に関する主要な文書が提出されたときは、速やかにこれを公開する。
- ◆環境レビューの結果が意思決定に反映されていることを示す文書(例えば円借款における事前

評価書あるいはこれに類するような文書)を融資契約締結後に公開する。

### モニタリングにおける情報公開

モニタリング及びフォローアップの主要な目的は、事業開始後において、予め予測が困難であった事態の発生の有無、事前に計画された緩和策の実施状況及び効果を確認し、その確認の結果に基づき、事業へ適切なフィードバックを行い、適切な対策がとられるようにすることである。その中で、情報公開の重要性を以下のように提言している。

- ◆事業者によるモニタリング結果は、地域住民等ステークホルダーに公開されていることが望ましい。
- ◆第三者等から、環境社会配慮が十分ではないなどの具体的な指摘があった場合には、国際協力銀行は、その指摘を借入人に伝達するとともに、必要に応じて、借入人等を通じ事業者等による適切な対応を促す。事業者等が対応するに当たっては、透明でアカウンタブルなプロセスにより、問題の客観的な精査、対応策の検討、事業計画への反映がなされることの重要性を銀行は認識する。具体的には、住民やNGO、事業者等を含むすべての主要なステークホルダーが参加して対策を協議・検討するための場が十分な情報公開のもとに設けられ、問題解決に向けた手順が合意されることが重要である。

「研究会」の提言がどの程度実際の環境配慮ガイドラインに盛り込まれるかは、今後の課題であり、「研究会」としても、提言書を出して終わりというのではなく、できる限り提言の趣旨が活かされるように、今後もフォローアップを続ける計画だ。環境配慮ガイドライン改訂の意義とその限界を論じるのが本稿の目的ではないが、こうした情報公開に関する提言の範囲でも、前進と捉えられる部分がある一方で、モニタリング情報の公開が「望ましい」となっているなど、提言でありながらトーンが弱い部分も少なからずある。来年初めには環境配慮ガイドラインの草案がJBICから出され、パブリックコメントを求める事になる予定である。改善に向けて働きかける余地はまだ残っていることを強調しておきたい。なお、提言の全文や「研究会」の議論については、<http://www.sgegl.jbic.org/>に掲載されている。

# 最終判断の迫ったヒン・クルートと ボー・ノックの火力発電所建設計画(タイ)

土井利幸（タイ・ウボンラチャタニ大学人文学部教員）

「プラチュアップ・キリカン県の二つの火力発電所建設計画に対して、タイ政府は 11 月中にも最終判断を下す。」

毎朝タイの新聞をホームページ上で読むのがすっかり習慣になった私の目は、その記事の内容を追った。記事はさらに、チャトゥロン国務大臣（エネルギー政策担当）が判断材料となる情報を二週間以内に政府に提出するよう関係各方面に指示した、と告げている。

いよいよ来るべきものが来た。タイ政府が計画推進とするか中止とするか、全く予断を許さない。はつきりしているのは、この建設計画が多くの問題をかかえているという点である。

## ヒン・クルートとボー・ノックの火力発電所建設計画とは？

タイからマレーシアに向けて長く伸びる半島の付け根にあるプラチュアップ・キリカン県では二ヶ所に火力発電所を建設する計画がある。一ヶ所は南部バンサバーン郡トンチャイ区（ヒン・クルート発電所）で、もう一ヶ所は北部ムアン郡ボーノック区（ボー・ノック発電所）である。それぞれ 1468 メガワットと 1400 メガワットの発電規模を持ち、オーストラリアやインドネシアなど海外から輸入される石炭で運転する。

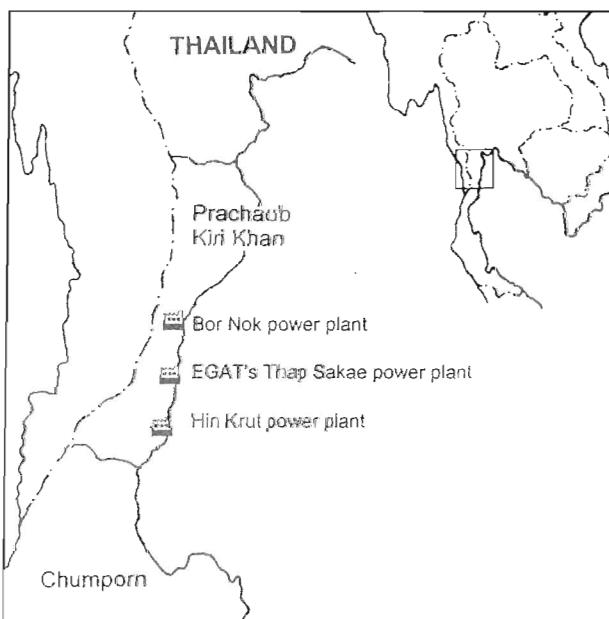
タイのエネルギー政策は今、大きな転換点を向かえており、その事情が二つの発電所建設計画に

も色濃く反映する。一つは民営化で、ヒン・クルート発電所はユニオン電力会社、ボー・ノック発電所はガルフ発電会社という民間の独立発電事業体（IPP）が建設・操業を行い、タイ政府との間に結んだ電力売買契約に基づきタイ政府に電気を買い取らせる。今一つは発電燃料の転換であり、現在タイ政府は発電燃料の大部分を天然ガスでまかなっているが、今後は価格と供給がより安定している石炭による発電の割合を増やそうとしている。

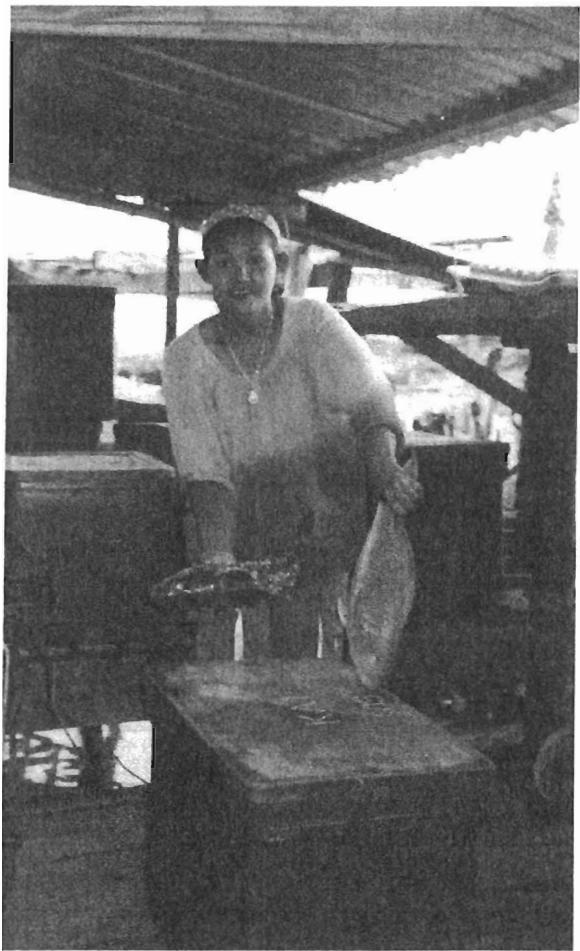
## 建設計画の問題点

二つの独立発電事業体をはじめとする建設計画推進派は、火力発電の価格面での利点を強調した上で、「クリーンな」石炭を使うため環境問題は生じないと主張する。しかし、実際はどうだろうか。両発電所とも海岸部に建設が予定されており、大量の海水を冷却水として利用する。冷却水は、温排水となって海に戻される。この大量の温排水が環境に影響を及ぼさないはずはない。また、輸入石炭を発電所に荷揚げするために 3.5 キロの埠頭が建設されるが、海に長く張り出した埠頭は魚の回遊や漁を営む人々の小船の操業を妨げる。発電所から排出される炭塵が引き起こす大気汚染や健康被害も大きな懸念の一つである。そして、こうした環境への影響は、住民の多くを占める小規模漁民の生計手段を直撃する。

本来ならこうした問題は、環境影響評価（EIA）



発電所の所在地。(TERRA, Watershed Vol.5 No.2)



ヒン・クルート発電所近くの港にて。

できちんと検討されなければならない。検討された上で影響が甚大となれば、建設計画自体を白紙に戻す必要がある。しかし、ヒン・クルートとボー・ノックの火力発電所建設計画の場合、環境影響評価があまりにも杜撰で、その役目を全く果たしていないようである。例えば、ヒン・クルート発電所建設計画の EIA では、水産資源の過小評価が目立つ。EIA が周辺の魚種を 164 種としているのに対して、漁業局の専門家は 470 種を確認しているという。また、漁業については EIA が漁民を 99 世帯、操業している漁船を 100 艘以下としているのに対して、実際には 500 世帯が漁業を営んでおり、300 艘以上の船が操業をしていると言われている。ボー・ノック発電所建設計画の EIA では、近隣の広大な湿原への影響がかりりみられていない。また周辺ではクジラやイルカの棲息が確認されているが、EIA はこれも見逃

した。

このように質の悪い EIA がまかり通ってしまったこと自体が大きな問題である。その原因は EIA を実施する時に住民が参加していないことに尽きる。実際のところ EIA に限らず、はじめ地元住民は建設計画について何も知らされていなかった。後になって公聴会が開かれたりもしたが、発電所建設の是非を議論する場ではなく、建設が大前提となっていたため反対派住民は不参加を選択した。つまり公聴会は反対派抜きで強行されたのである。

### 日本との関わり：企業と国際協力銀行（JBIC）

なぜ私をはじめとする日本の NGO 関係者がこの二つの火力発電所建設計画に注目するのか。それは日本企業と国際協力銀行（JBIC）が深く関係しているからにほかならない。

ヒン・クルート発電所を建設・運営するユニオン電力会社には、日本の中堅商社であるトーメンが 34% の割合で資本参加している。また、中部電力と豊田通商もそれぞれ 15% を出資している。ボー・ノック発電所を推進するガルフ発電社についても、つい先ごろ日本の電源開発が 49% の割合で資本参加する計画が明らかになった。つまり両火力発電所計画が実現することで日本企業が（おそらくは多大の）利益を得るのである。

ヒン・クルート発電所の総事業費は 12 億米ドル（約 1464 億円）、ボー・ノック発電所は 8 億 2 千米ドル（約 1000 億円）だが、この事業費の一部に公的資金の活用が検討されている。その最有力候補が日本の国際協力銀行（JBIC）による融資である。実際、ヒン・クルート発電所建設に関しては、1998 年に JBIC の前身である日本輸出入銀行が 5 億米ドル（約 610 億円）の投資金融を供与する運びになっていた。しかし、タイ国内で建設計画反対運動が激化したため、白紙撤回されざるを得なかった。ユニオン電力会社は今また JBIC の融資に期待を寄せている。ボー・ノック発電所についても、JBIC が日本企業による機

器・設備の輸出を促す  
輸出金融を供給する可  
能性がある。

投資金融や輸出金融は、民間企業が開発途上国で経済活動を行いやすくするための融資である。政府開発援助(ODA)が伸び悩む中で、途上国のインフラ整備などのために民間の資金を呼び込む手段と見られている。しかし、融資の際にODAにも増して環境・社会影響評価が甘くなりがちで、問題視されている。JBICから輸出金融を受ける場合、企業は貿易保険に加入することが条件となるが、この貿易保険も民間企業が途上国に輸出を行う際のリスクを軽減する企業支援策で、日本では経済産業省が管轄している。

この数年タイ政府が建設を進めるのか止めるのか、最終判断を下していないため、JBICは公式には融資の審査に入っていない。しかし内部では融資に前向きな意見も多く、タイ政府に対して年内に結論を出すよう迫っている。日本政府筋からの圧力はそれにとどまらず、日本大使までもがタイ政府に計画推進を促している。この件については、タイ政府の政策決定に対する介入として、日本の国会議員が外務省に追求の質問趣意書を提出した。

### 反対運動と支援の高まり

以上のような事情から、建設計画に反対する地元住民の運動は当然なまでに激烈である。ヒン・クルート、ボーカオクそれぞれの発電所の建設に反対する住民団体が組織され、重要な局面では必ず大規模な街頭行動を展開してきた。1998年の日本輸出入銀行(当時)の融資白紙撤回や、2000年11月のタイ政府の最終判断延期はその成



美しい砂浜が続く。森が切れているところがヒン・クルート発電所建設予定地だ。

果である。最近でも9月27日に科学技術省に反対派住民が乗り込み、大臣にEIAを再検討する作業チームの立ち上げを約束させた。

直接行動ばかりではない。反対派住民たちは完全に蚊帳の外に置かれた状態から、自分たちで情報を集め学習を重ねた。その結果、EIAの杜撰さを見抜き、建設計画の問題点を誰よりも熟知するようになった。つい先日のことであるが、反対運動を中心で担うジンタナ・ゲオカオさん(ヒン・クルート発電所)とジャルン・ワットアクソンさん(ボーカオク)に対して、タイの市民大学が名誉博士号を授与する決定を下した。これは、二人が建設反対運動を担う中でほぼ独学で環境や法律などの知識を極めた栄誉を称えるものである。

自前の住民団体だけではなく、地元の行政組織が建設反対を意思表示している点も見逃せない。ヒン・クルート発電所に対しては、地元トンチャイ区の地区評議会が計画賛成に回っているものの、同じ区内で自治権を持つバン・クルート市議会は2000年10月に全会一致で反対決議をあげ、2001年4月にはJBICに融資断念を要請する書簡を送付している。ボーカオク発電所の場合はより明快で、ボーカオク地区評議会が反対決議をあげている。中央政府においても、本会議で否



漁は夜も行われる。

決されたとは言え、2001年5月に上院環境委員会が建設計画反対決議をあげている。

また、時を経る中で、二つの火力発電所建設計画反対運動は、他地域の住民運動ともネットワークを形成するようになった。ネットワークには、東北タイをはじめとする各地でダム反対運動などに取り組む貧民連合、タイ・マレーシア・ガスパイプライン敷設に反対する地元住民組織、バンコク近郊のサムット・プラカン県で汚水処理施設の建設に反対する住民運動などが含まれている。

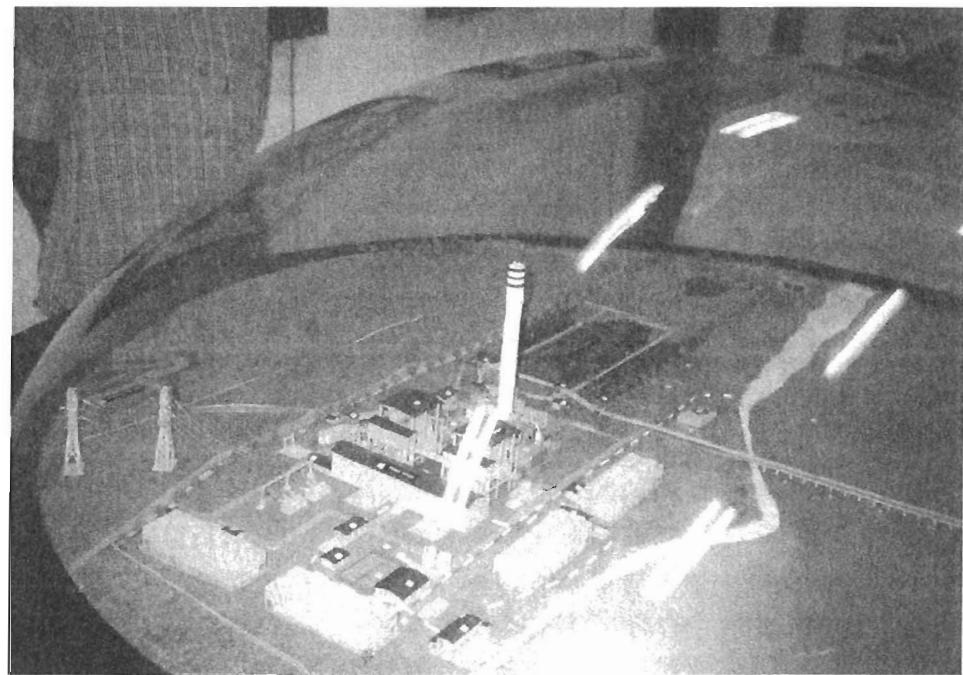
その一方で、地元住民の間では、計画賛成派と反対派の対立が深刻さを増している。この対立は、企業の切り崩し工作によって

誘発された面が大きい。家族内に対立が持ち込まれたり、賛成派と反対派の子どもたちがいっしょに遊べないなど、それまであった地域の相互扶助的人間関係が寸断されてしまった。

### 今、求められるもの

多くの人々が、タイ政府の最終判断を固唾をのんで見守っている。私はタイ政府にとって、この建設計画をひとまず白紙に戻すことが最も賢明な判断だと信じる。その上でより現実的なエネルギー供給計画を立て直すべきだろう。中止決定はタイ政府がかかえる他の大規模開発計画を見直す契機にもなるだろう。

しかし、それでは日本企業やJBICはタイ政府の判断にしたがったにすぎなくなる。つまり、計画の是非を独自に判断したことにはならない。計画や融資を前向きに考える人々は、もう一度この建設計画をじっくりと検討して、自らの判断で関与を止めるべきだ。実際、フィンランドや米国の企業はいったん出資者として名を連ねながら、結局は撤退を決めた。当初ボー・ノック発電所への融資に積極的と伝えられた米国輸出入銀行も、2000年2月以降はこの計画を公式な検討対象とはしていない。日本企業や政府機関の賢明な判断が求められている。



UPDCの「情報センター」に置かれた発電所の模型。企業側は環境問題は生じないと言うが…

# リース&情報センター

このコーナーでは、編集部（メコン・ウォッチ）に届く様々な文献や資料をご紹介していきます。ここで紹介された文献や情報につきましては、メコン・ウォッチで閲覧などが可能です。お問い合わせは 03-3832-5034 までどうぞ。

## ◆情報公開法

松井茂記『情報公開法入門』（岩波新書、2000 年）

情報公開法について知りたければ、まずこの本をお勧めする。憲法学者として情報公開問題に取り組んできた筆者が、情報公開法について分かりやすく解説している。入門書に最適。

## ◆アジアの情報公開

三木由希子「『情報公開アジア会議—市民社会を開く』報告」『情報公開 DIGEST』創刊号（情報公開クリアリングハウス、2001 年）

ODA の情報公開を考える上で、受け取り国の中の情報公開制度を検討することが重要だ。4月 13・14 日に開催されたシンポジウム『情報公開アジア会議—市民社会を』の報告。韓国・タイ・インド・インドネシア・フィリピンからのゲストを招き、アジア各国の情報公開の現状について報告された。この記事はシンポジウムの簡単な紹介に留まっているが、12月には詳細な報告書が完成する予定らしいので、期待したい。

＜問い合わせ＞情報公開クリアリングハウス、icj@clearing-house.org、Tel: 03-5269-1846

## ◆国際協力銀行の環境ガイドライン

国際協力銀行の環境ガイドライン統合に関する研究会『国際協力銀行の環境配慮ガイドラインへの提言』（2001 年）

本号の記事で紹介した国際協力銀行の環境ガイドラインへの提言。プロジェクトが満たすべき環境上の要件や環境レビュー手続き、モニタリングのほか、遵守確保の方策やガイドライン実施のための組織体制など、包括的な提言がなされている。また研究会のプロセスもユニークであり、その議論は全てウェブサイト上で公開されている。

＜問い合わせ＞国際協力銀行の環境ガイドライン統合に関する研究会、<http://www.sg-egl-jbic.org/>。ウェブに掲載されているが、ハードコピーが必要な方はメコン・ウォッチまでお問い合わせを。

### メコン関連の定期刊行物の最新号

#### **Watershed Vol.7 No.1, July - October 2001**

発行：Towards Ecological Recovery and Regional Alliance (TERRA)

特集：気候変動ビジネス—気候変動への対応、温暖化とメコン河、タイの原子力産業など

#### **Catch and Culture Vol.7 No.1, September 2001**

発行：Mekong River Commission Secretariat

特集：メコン河の「深いプール」の役割など

#### **Mekong Update and Dialogue Vol.4 No.3, July-September 2001**

発行：Australian Mekong Resource Centre

特集：民族紛争—コーヒー、キリスト教とベトナム中央高地

写真でつづるめこん⑦

## お化けの死

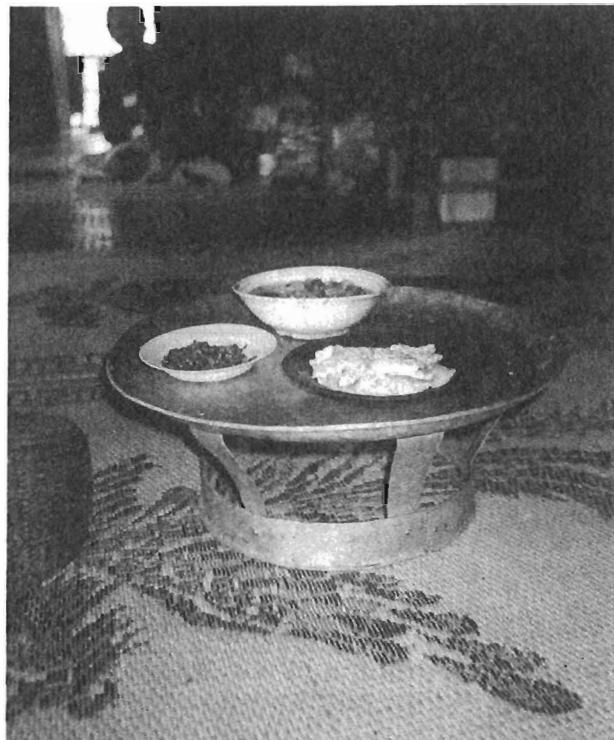
木口由香

熱帯のラオスにこんな寒いところがあるとは思いもしなかった。

12月、1月には首都ビエンチャンもかなり冷え込む。それでも、このベトナム国境に近いカムアン県の村とは比べものにならない。国境の山間を縫うように木枯らしが吹きつけ、まるで日本の冬のような寒さだった。

次の日の晩、風がやむと、村人は私たちの運転手さんを交えてなにやら焚火を囲んで作業を始めた。しばらくすると村中に響き渡る犬の悲鳴が起きて、それに答えるたくさんの犬の悲しげな遠吠えで、村は壮絶な雰囲気となった。

焚火では犬が丸焼きになっていた。寒いときに犬の肉は温まるのだという。



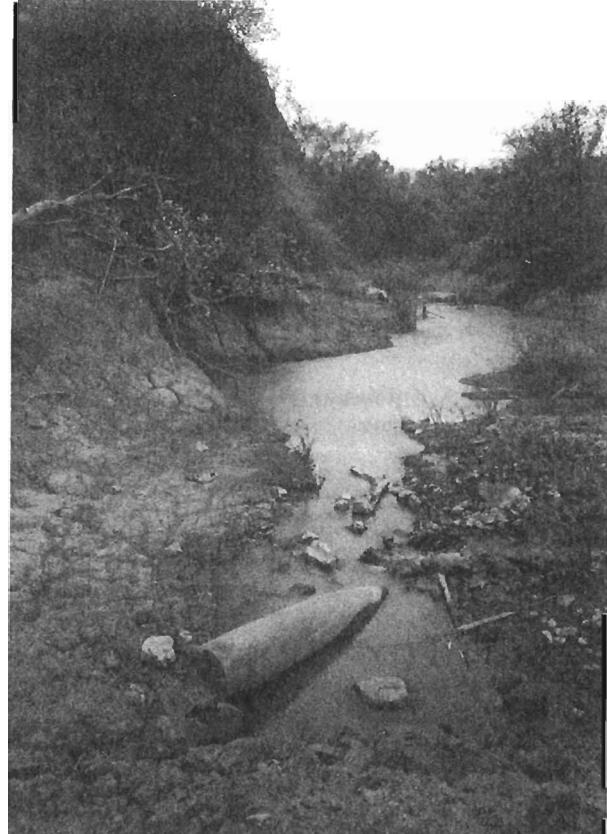
(上)小型爆弾のケースを再生し、村人はバケツ、膳などを作っている。



(左)プランターも爆弾のケース。

作業が終わって飲み会となると、皆は焚火から離れていた。私は寒いのでそのまま焚火にあたっていた。目の前に、一人のおばさんが座っている。彼女はアメリカ戦争（注）のとき、ひどい空爆があつて、獣のように何年も洞穴で暮らしていた、と話してくれた。飛行機は毎日のように飛んでくる。時には何時間も続けて爆撃があり、畑に出ると機銃掃射にあって殺されてしまうので農作業もできず、畑に残る芋を拾って飢えをしのいだ。動物も、牛も、水牛も、人も、兵士と村人の区別をしない、どこからかやってくる「サットゥルー（敵）」の飛行機に、殺されてしまった。

彼女はまるで、自分が体験したことではないように淡々と、家財全てを失い、たくさんのものが死んだ、と言った。村人が最近犬を食べるのは、爆撃で野生動物もいなくなってきたからだ、とも。静かな村の生活と彼女の語り口から実感が湧かず、昔話を聞いているような気分だった。



(上) 村の周囲には今でも不発弾がゴロゴロしている。まるで在庫を一掃するためのようにラオスに捨てられた爆弾は、数十種類。実態は明らかにされていない。今も残る不発弾の処理には200年はかかるだろうといわれている。



(左) ラオスのシェンクワン県。飛行機から今でも水田の中に爆撃の痕が見える。

それから、私は川に棲むお化けの話を聞いた。村の淵には、生まれたばかりの赤子のような姿をしたお化けがいて時々村人の網にかかるが、皆気持ち悪がってすぐ水に放していたという。

「今もいるんですか？」と、何気なく私は問いかけた。

「そういえば、戦争が終わってからみかけないね。きっとあれも、他のものと一緒に、爆撃で死んでしまったんだろうね」。

戦争のニュースを聞くと、今でもこの話を思い出す。

## メコン・ニュースダイジェスト

### プラチュアップ・キリカン石炭火力発電所

発電所が豊かな海を破壊  
クジラやイルカがリスクにさらされる

バンコクポスト、2001年8月29日  
Ploenpote Athakor

ボーノックの環境活動家は、プラチュアップキリカン県の海は石炭火力発電所を建設するには豊か過ぎると語っている。

活動家はタクシン首相に、プロジェクトを見直すよう求めていく。

ボーノック環境保護クラブのリーダーである Charoen Wat-aksorn は、区の沿岸に現れた 5 匹にクジラは、この地域の豊かさを示していると述べた。クジラのほかにも、この海にはイルカの群れが生息している。

彼は、国家環境理事会 (NEB) が承認した環境影響調査はこうした希少な海洋生物を見落としているとして批判する。

「調査は海域には海洋動物や希少な魚は存在しないとしている。調査チームはクジラやイルカについて知っていたのだろうか？」

NEB の承認は無効とされるべきだと彼は言う。

ourke の海洋生物学者は、シナウスイロイルカは在来種だが、クジラはおそらく移ってきたものだという。

科学技術環境省付きのスタッフは、バンクルート石炭火力発電所の環境影響調査もまた問題であるという。

両方のプロジェクトとも、新たな EIA が必要だ、と彼らは述べた。

「バンクルートの海は極めて豊かだ」

「この海域は小エビやサバの繁殖地である。発電所は、一旦操業に入れば、大量の海水を海洋生物と共に冷却システムに取り込むことになる。これは大きな損失だ」

漁業専門家の Chavalit Vithayanond は、バンクルートの生物多様性は見過ごされるべきではないと指摘する。以前は小規模な重要でない海岸と考えられてきたこの海には、約 450 種の魚が存在するであろう。

しかし、EIA を精査した専門家パネルのメンバーである Parichart Siwaraksa は、EIA が見直される可能性は低いだろうという。

彼女は、石炭火力発電所が地域の漁民に対して悪影響を及ぼすことはよく知られているという。パネルは損失を緩和するための基金設立を提案した。

彼女は、ヒンクルートの手付かずの自然を考えれば、発電所がヒンクルートに建設されるべきとは思わないと言った。

漁業資源保護課長の Rewat Ritthaporn は、イルカやクジラはその希少性にもかかわらず、タイの法律下では何の保護も受けていないとしている。

漁業局が保護措置を避けている主要な理由は、漁民へ

の影響を恐れているからだ。

「こうした哺乳動物がしばしば訪れる場所は豊かであり、基本的に原状を維持するべきだ」

上院議員が日本と香港を訪問  
村人は予算の調査を求める

バンコクポスト、2001年7月31日  
Wut Nontharit

ボーノックの 2 つの発電所プロジェクトの反対者は、上院科学委員会メンバーによって行われたスタディツアーや資金がどこからきたのか、上院に調査を求めている。

この訪問費用は発電所の運営者から出たのではないかと思われている。

プラチュアップキリカン県ボーノック村・クルート村の住民約 40 人は、Maj-Gen Manoonkrit Roopkachorn 上院議長に対して、15 人の科学委員会メンバーによって行われた香港と日本への旅行を調査するよう請願を提出した。

請願は Pichet Pattanachote 副議長に提出され、議長に回される。

ボーノックを愛する会の代表である Charoen Wat-aksorn は、村人たちは訪問が石炭火力発電所建設を行う私企業から資金が出たのではないかと疑っていると語った。

「プラチュアップキリカン県の石炭火力発電所建設に反対しているボーノックを愛する会とバンクルート自然保護グループは、委員会の観察の予算がどこからきたのか調査するよう上院議長に求めている」と彼は言う。

両グループは、この経済危機の中、2 回の海外視察が国にどのように役に立つのか知りたがっている。

一方、Pichet 副議長は、上院の委員会はプラチュアップキリカンの石炭火力発電所について調査を行っており、この疑いについても調査するよう指示するだろうと語った。

ある筋によれば、村人が調査を求めたのは次の 15 人の上院議員である。

Khamnuan Mohprasit, Veeravorn Sitthitham, Witthaya Masena, Sompong Sakavi, Ubon Uasri, Mukta Matha, Somporn Khamchuen, Anuchart Banchongsupamitr, ACM Kan Surakul, M.R. Kamloontheep Devakul, Boonyuen Supasarnsathorn, Pichit Chaiwirattana, Gen Manas Aramsri, Pol Maj-Gen Ampol Ngamjit and Akom Tuladilok

上院科学委員会議長の Khamnuan 氏は、ボーノック・クルートの住民による委員会メンバーに対する収賄容疑を否定した。

彼は、委員会メンバーは日本の発電所を見学するよう

招待されているが、この発電所がタイの企業と関係あるとは思えないという。

## タイ発電公社(EGAT)が発電所改築の意思表示 石炭燃料の将来性に不安

バンコクポスト、2001年9月19日

**関**係者の話によると、タイ発電公社(EGAT)は、論争となっている二つの石炭発電所計画がこれ以上延期されたり中止になるようであれば、当初の計画を二年早めて2004年に老朽化した三つの発電所を改築する。

バンコク南部・北部とバン・パコン地区の発電所を改築して確保できる電力で、長く建設が遅れているプラチュアップ・キリカン県の二つの発電所から送電する予定の電力をカバーすることは可能だ、とEGATのChanapun Kridakorn副理事は語った。

二つの火力発電所計画の行く末はタクシン・チナワット首相が議長をつとめるエネルギー専門家のためのワークショップが9月27日に開催された後で明らかになると考えられている。

EGATが所有する三つの老朽化した発電所の総発電量は1300メガワットである。プラチュアップ・キリカン県のボー・ノックとヒン・クルットで計画されている二つの発電所は、地元住民と環境団体の激しい反対運動のために宙に浮いたままである。

ヒン・クルット発電所の事業主体であるユニオン・パワー・デベロブメント社は、今までは送電は2006年まで開始できないとし、ガルフ・エレクトリック社もボー・ノック発電所からの送電を2005年まで延期している。両発電所は当初2001年から2002年の間に発電を開始する予定であった。

現在タイは国内発電の71.3%を天然ガスに依存している。政策担当者の中では、供給に支障が生じる可能性を考えると、一つのエネルギー源にこれほど依存するのは危険であると指摘する声も上がっている。他の発電源としては、石炭・水力・石油などが使われている。

天然ガスは石炭よりはるかにクリーンなエネルギーだが、価格が石油と連動しており不安定である。一方石炭の価格は安定している。2010年には発電に使われる天然ガスの割合が現在の71.3%から60%に減り、一方で石炭が15%から24%に増えると観測されている。

ガルフ・パワー社のSarat Rattanavadee管理課長は、政府はエネルギー消費計画をもっと慎重に立てるべきである、と語った。世界市場での石油価格が不安定なためである。同課長はまた、政府が同社に石炭から天然ガスへの転換を要請した場合は、最終決定を下す前にまず補償金を支払うべきであると述べた。

反対派住民、フォーラムへの参加を要求  
政府に二ヶ所の火力発電所計画の白紙撤回を要請  
バンコクポスト、2001年9月28日  
Ploenpote Atthakor

**昨**27日、プラチュアップ・キリカン県の環境保護団体のメンバーがタイ政府に対して二ヶ所の石炭火力発電所建設計画の中止を訴えた。

メンバーは要請を表明する目的で開催中の国家エネルギー戦略フォーラムを訪れ、エネルギー計画の専門家や産業関係者たちを驚かせた。

メンバーはまた代表のフォーラムへの参加を求め、結局厳重な警備の中、20名が出席を認められた。

チュトロン・チャイセン国務大臣（エネルギー問題担当）に提出された要請書の中で、環境保護団体のメンバーはボーカー・ノック村とヒン・クルット村の石炭火力発電所は村民の生活と環境を危険にさらすものだと主張している。

また、要請書は、「環境政策計画局が承認した環境影響評価(EIA)には問題があり、再検討の必要があることは広く知られている。それなのに未だ具体的な手段がこうじられていない」とも述べている。

これに対してチャトロン国務大臣は、政府の方針に関する追求をかわしながら、「もっと協議会を開く必要があるだろう。政府はこれからも地域住民の声に耳を傾ける」と述べた。

また、「この計画は前政権が承認したもので、タクシン政権がその決定をひるがえすとすれば多くの段階を踏まなければいけないだろう。」と語った。「関係者が集まり打開策を検討する機会を設定する」と大臣は述べた。

ヒン・クルット村のジンタナ・ゲウカオさんは、「チャトロン大臣の回答にはがっかりしました。村民はもっと具体的な回答を必要としているのに」と語った。

## ナムトゥン2ダム、買電合意へ

### ビエンチャンでの電力取引

ネイション、2001年6月15日

**タ**イは、ラオスのナムトゥン2水力発電ダムからの将来の電力を購入する買電合意(PPA)に署名することに合意した。これによってダムの投資家は今年の終わりまでに世界銀行からの融資保証を求めるができるようになった。

長く遅れていたPPAは、水曜日(13日)にタイのタクシン首相がラオスを訪問した際に合意された。ラオスのソムサワット副首相が述べたところでは、ラオスのブンニヤン首相がタクシン氏に対して国営発電公社(EGAT)が7月中にPPAに署名するように求めた。

ソムサワット副首相は、PPAはそれによってラオス政府や他の投資家が、年末までに世界銀行からの融資を求めるのをサポートする文書として使えるようになると語った。

「もしEGATが7月までに署名しなければ、今年中に融資を求めることができなくなり、2006年12月までにプロジェクトを完成させることもできない」とソムサワット氏は述べた。

スラキアート外務大臣は、「我々はまずPPAに署名することに合意したのだから、投資家は銀行から融資を求めることができる。我々はお互いサポートできることは

何でもする」と述べた。

12 億ドルにのぼるナムトゥン 2 ダムは、35%をフランス電力公社が所有し、もともとは 2006 年に完成する計画だったが、建設に関わる問題やタイの停滞した電力需要などのため、PPA は遅れていた。ラオス政府関係者によると、EGAT に対して、ラオスの変電所の建設コストの半分を負担することと、投資家に対するダム譲渡期間を現状の 25 年から 30 年に延長することを求めていた。

電力/タイの投資家は浮かない顔—タイは半分の電力取引を中断

ラオス支援は「重荷にあらず」

バンコクポスト、2001 年 6 月 15 日  
Saritdet Marukatat

タイはラオスから購入する予定だった電力の半分だけ満たし、残りは電力需要と経済成長がその必要性をもたらすまで中断する、タクシン首相は昨日そのように語った。

産業を注視している人たちはこの発表をラオス政府への精神的打撃と見ている。というのも、ラオスは自らの開発資金のための現金収入をタイへの貿易にひどく依存しているからである。

タクシン氏がビエンチャンでタイの投資家に語ったところでは、タイ政府は、ナムトゥン 2 水力発電プロジェクト以外のラオスのプロジェクトから電力を購入する交渉を待つてもらうことになるだろう。

ナムトゥン 2 プロジェクトはタイに 900 メガワットの電力を供給し、それによって、ラオスからの 3 つのプロジェクトから延べで 1500 メガワットの電力購入につながる。

前政権ではタイは 3000 メガワット分の電力購入に関与することになっていた。その決定は、タイの投資家に対して、発電した電力を将来タイに売ることができるという望みを持たせ、ラオスにおけるダム建設の許可を求める動きを促進させた。

電力購入の中断にも関わらず、タクシン氏はラオスのカウンターパートに水曜日（13 日）に対して、タイ政府は今でもラオスとの全ての合意を尊重していると語った。昨日、彼はそのメッセージを繰り返したが、自分たちの支援は「タイにとっての重荷ではない」と付け加えた。

ナムトゥン 2 プロジェクトは、投資家連合によって資金を受けており、そこにはタイの発電会社（EGCO）やイタリアン－タイ社が含まれている。

タクシン氏の発言は、会議において EGCO の代表者をほっとさせた一方で、ラオスの他のダムに投資しているタイの企業は険しい表情なった。ナムグム 3 ダム、ナムトゥン 3 ダム、それにホンサー褐炭発電プロジェクトはすべてタイの企業が何がしかの出資をしている。

EGCO 社の Sithiporn Ratanopas 社長（managing director）はタクシン政権がラオスの電力投資について対する戦力をはっきりさせたことを賞賛した。彼はタイ発電公社（EGAT）やナムトゥン 2 プロジェクトの投資家が、来月（7 月）中に価格に合意し、今年の 12 月までに

公式に契約に署名できることに期待を表明した。そうすればダムは 2007 年に発電を始めるができるだろう。

他のプロジェクトに投資しているタイの企業家は、タクシン氏を説得してもっと多くの電力を購入するためラオスとの交渉を継続するよう働きかけた。ラオス人やタイ人の雇用の増大、タイからの建設資材の輸入、それに安い電力料金による利益、などを引き合いに出した。

ホンサー褐炭発電プロジェクトの Sukit Ngan-dhavée 氏はタクシン氏に対して、ホンサーを含めた他のプロジェクトは「列車に乗り遅れた」のかと尋ねた。

「私は率直なので」、タクシン氏は言った、「そうです、あなたがたはもう列車に乗り遅れたのです。しかし、それは必ずしも、将来的に新しい列車がないということではありません」。

タクシン氏は将来について何ら保証をしなかったが、「我々は公正であることでしょう」と述べた。

### ベトナムの水力発電開発

ベトナム—懸念にも関わらず巨大水力発電を推進

South China Morning Post、2001 年 6 月 12 日  
HUW WATKIN（ハノイ）

政治局は、社会不安が広まっている地域に 10 万人を強制的に移住させることへの人権上の懸念がある中で、東南アジアで最大となる水力発電ダムに青信号を点灯させた。

昨日（11 日）国営メディアが報じたところによると、共産党のマイン書記長は、15 人からなる政治局は経済発展を推進するより大きな計画の一部として、北西部のソンラ省で巨大プロジェクトを承認したと国会に報告した。

建設は 2003 年の初めに始まるとみられ、10 万人の中に少数民族が中部高原に移住させられることになる。中部高原では、20 年以上に及ぶ移民の流入が、今年の初めの先住民族グループによる反政府行動につながった主な原因と見られている。

政府はプロジェクトのコストについて、16 億ドルから 51 億ドルまで 3 つの選択肢を検討している。3600 メガワットの電力を発電し、ソンラ省と隣のラオチャウ省の 450 平方キロ以上を水没させる必要がある。

マイン氏は議会で、プロジェクトは北ベトナムの苦闘する経済に非常に必要な電力を供給するだけでなく、灌漑によって新しい農地を切り開くのに重要な役割を果たす一方で、人口過密な紅河デルタの洪水抑制を改善するだろうと語った。

しかし海外のドナー、大使館、それにベトナム北西部で活動する NGO は、昨日、自分たちは計画についてほとんど知られていないと述べ、全体的な社会影響は適切に考慮されていないといふ懸念を表明した。

「ほとんどの政府は、経済発展の潜在的な可能性がこれほど大規模な住民移転による長期的な社会費用を上回るとする、こうした威信をかけたプロジェクトによって盲目的になる危険がある」、主要な多国間ドナーの代表は述べた。

「私たちは資金提供についてはアプローチを受けていない。しかもしも相談を受ければ、あらゆる評価において社会的影響が最も大きな要素だと言うつもりでいる」

「私たちは、ベトナムがいまだに膨大な、未利用の天然ガスを持っており、その利用の方がはるかに破壊的ではないだろうと見る傾向にある」

今年の初め、中部高原のダックラック省人民委員会のグエン・ヴァン・ラン副委員長は、移民圧力は、3月にこの地域を揺り動かした広範な社会不安の背景にある重要な要素であることを認めた。このプロジェクトによって移住させられる人たちが定住するであろうこの省の人口は、1975年から6倍に増加している。

ラン氏は、更なる移民はこうした圧力を増大させるだけであるが、もし中央政府が移住を命じれば、地方政府としてはそれに従うしかないと言っている。

ソンラ省人民委員会は、このプロジェクトへのコメントを控えている。しかしハノイの水資源大学のグエン・チ・ヴィエン教授は、社会的政治的な不和は深刻にになっているだろうと認めている。

「私たちは潜在的な政治的影響を認識しているが、選択肢はごくほとんどわざかしかない」と彼は言う。「このプロジェクトは20年間も計画段階に置かれたため、人々は長い年月不確定な状態で生活をしてきた。政府は、近くの土地への移転を望んでいるが、ソンラ省もライチャウ省も、利用可能な耕作地はほとんどない」

## ベトナム国会はダムプロジェクトの更なる調査を求める 2001年7月2日(ロイター)

ノイ発一ベトナムの国会は金曜日(6月29日)に、10万人以上の住民移転を伴い賛否両論ある巨大水力発電所について更なる調査を求めた。

国会の中間会合の閉会セッションで挨拶した Nguyen Van An 議長は、代議員が北部ソンラ省のダム構想を支持する決議を通したが、更なる調査を求めていた、と述べた。An 議長は、発電所は利益をもたらすだろうが、同時に環境社会影響をもたらすと話し、「広範囲にわたって人々の生活に影響を与えるだろう」と述べた。

「その重要性と規模から、次の会期で国会が決定するために、関係する機関が最良の計画を選択するための注意深い調査を実施するように密接な指導を国会は政府に求めた」

国会は6ヶ月ごとに開催されている。

政府系のメディアによれば、国會議員は3つの可能性のある計画を議論しており、それにはハノイの西300キロに位置するダー川の「高」「低」あるいは「小」ダムが含まれている。

政府系のベトナムニュース紙は、「高」ダムは堤体高が265メートルで40億ドルほどかかると見られ、4万5千ヘクタールを水没させ、およそ2万7千世帯の移転を伴う。

北部ベトナムの世帯は少なくとも5人はいると考えられるので、移転住民は少なくとも13万5千人にのぼることになる。

より小さい215メートル高のダムの場合は、週刊誌のサイゴン経済タイムズによれば、2万7千ヘクタールを沈め、1万6千人の移転を伴う。

ベトナムニュース紙によれば、より大規模のダムの場合は、2016年に完成した時には、3600メガワットの発電能力を備えることになり、年間90~160億キロワット時の電力を供給し、800万トンの石炭と40億立方メートルのガスの節約になるということだ。

同紙は、より大規模のダムプロジェクトは約37億5千万ドルの投資が必要であり、そのうち30パーセントは海外の資金源から調達することになると、この発電所の投資前管理会のディレクターをしている Vu Duc Thin 氏の発言を引用した。

Thin 氏は投資の約6分の1は移転コストをまかなうためのもので、それによって移転する各世帯は2700ドルを受け取ると語った。

同紙はまた、過去数年にわたって議論が続いたこのプロジェクトは、2004年に始まる可能性があると書いている。

西欧の外交官が言うには、ほとんどのドナー国や機関は、多くの住民移転や環境影響を考え、資金提供に加わりたいとは思っていないということだ。

国会の代議員たちはソンラ省が地震地帯に位置していることから来る安全性の問題、多くの人々の移転の必要性、それに費用という点に懸念を表明している。

共産党首の Nong Duc Manh 氏は、このプロジェクトは、自らが議長をしている政治局によってすでに支持を受けており、ベトナムの電力源の安定化と洪水被害の減少、それに紅河デルタ地帯の灌漑改善を助けるために必要であると主張している。

1999年にベトナム政府はソンラダムの実施可能性調査(FS)の質の向上のために、アメリカのエンジニアリング会社の Harza 社を含めた企業連合を指名した。調査の現状についてははつきりしていなかった。

## ビジネス短信: 近い将来もう1つ水力発電所

THE SAIGON TIMES DAILY、2001年7月30日

府は3兆9530億ドンの投資資金が必要な水力発電所の建設を承認した。このプロジェクトは中央高原のヤリ滝水力発電所の20キロ下流に位置している。発電能力273メガワットのセサン第3発電所は、2007年に完成予定で、年間1127ギガワット時の発電を行うと、ラオドン紙が報じた。

### メコン河開発メールサービスのご案内

このニュースダイジェストに掲載している情報は「メコン河開発メールサービス」からの抜粋です。実際には1か月に12本程度のニュースを電子メールで配信しています。配信を希望される方は、本誌の裏表紙をご参照下さい。

## ■ 購読者・会員・協力者大募集

本誌を発行しているメコン・ウォッチは、メコン河流域の自然と人々の生活のつながりを、調査研究や国際開発機関への政策提言によって支えていこうと、1993年に8つのNGOのネットワークとして誕生しました。現在、本誌の購読会員・普通会員・団体会員・賛助会員を募っております。また、本誌の編集や、翻訳などを手伝ってくれる方々も随時募集中です。

### 年会費

個人会員	本誌、リソースセンター利用、総会での投票権など	5000円
学生会員	本誌、リソースセンター利用、総会での投票権など	3000円
団体会員	普通会員と同じ、ただし本誌2部送付	1万円
賛助会員	総会での投票権がない以外は普通会員と同じ	5000円以上
購読会員	本誌の購読（年4回）	3000円
郵便振替		00190-6-418819

## ■ 投稿・投書をお待ちしています

本誌はその名の通り「フォーラム」を目指しています。本誌の内容に対する読者の方々のご意見、あるいはメコン河流域国で活動や研究をされている方々からの調査報告や投稿、またこんなことを取材してはどうかという情報などを常時募集しています。原稿の場合はなるべく2000字以内にまとめてお送り下さい。掲載については編集部（メコン・ウォッチ運営委員会）で決めさせて頂きます。

## フォーラム Mekong Vol.3 No.3 2001（季刊）

発行日 2001年10月20日  
編集責任 松本悟、福田健治  
表紙 赤阪むつみ  
編集・発行 メコン・ウォッチ（Mekong Watch Japan）  
〒110-8605 東京都台東区東上野1・20・6 丸幸ビル5F  
Tel: 03-3832-5034 Fax: 03-5818-0520  
E-mail: mekong-w@co.xdsl.ne.jp  
Website: <http://www.jca.apc.org/mekongwatch/>

定価 500円（送付手数料別）

■本誌の発行費用の一部は財団法人イオングループ環境財団の助成を受けています。 ■